

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	重度心身障害者手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、重度心身障害者手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

令和6年1月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者手当に関する事務
②事務の概要	<p>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例、東京都重度心身障害者手当条例及び東京都重度心身障害者手当条例施行規則に基づき、重度心身障害者手当の進達等に関する事務を行う。上記条例及び規則並びに情勢手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①受給資格の認定に係る申請の受理に関する事務 ②受給者の住所変更等に係る届出の受理に関する事務 ③報告の要求及び生活状況等に関する調査に関する事務</p>
③システムの名称	障害者福祉システム・宛名管理システム・共通基盤システム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル・支払ファイル・所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定の個人情報の利用及び提供に関する条例(東京都条例第百十一号) 第四条 別表第一の三</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定の個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(東京都規則第百七十六号) 第三条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第16号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市福祉保健部障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部障害者福祉課援護係 住所: 〒183-8703 東京都府中市宮西町2-24 電話番号: 042-335-4162

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I .5.②所属長	障害者福祉課長 相馬 修央	障害者福祉課長		
令和3年3月12日	II しきい値判断項目	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点		
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第9号	事前	
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	番号法第19条第16号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	事前	デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和4年1月11日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	I .7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	府中市政策総務部広報課	府中市市民協働推進部広聴相談課	事後	
令和5年1月1日	II しきい値判断項目	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	
令和6年1月1日	II しきい値判断項目	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる修正
令和6年1月1日	IV.4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる修正